

(参考資料) 諸外国の新型コロナウイルス感染症対応の動向

令和2年5月

内閣官房日本経済再生総合事務局

- 各国の営業停止措置は、我が国と異なり、罰則・罰金を伴うものが多いが、その対象業種・期間などと支援措置の内容はリンクしておらず、いわゆる営業停止に伴う損失の補償措置は行われていない。
- その理由は、営業停止措置は、伝染病が発生した場合などと同様、公衆衛生上の措置として行われており、人の生命を守るためのものであるという整理になっている。
- 各国の支援措置の内容を見ると、大きく2つに分類することができ、
 - ① 第一に、我が国の雇用調整助成金のように、雇用維持の支援のため、従業員の給与を補填するもの
 - ② 第二に、我が国の持続化給付金のように、事業継続の支援のため、影響を受けている中小・小規模企業等に対して現金給付等を行うものとなっており、我が国と基本的な構造に変わりない。

	営業停止措置	支援措置
米国	<p>不可欠な業務※以外はオフィス閉鎖(NY州の例)</p> <p>※医療、介護、発電、燃料供給、上下水道、通信、空港・航空会社、交通(バス、鉄道、レンタカー、駐車場)、宿泊、製造業(医療機器、食品加工、医薬品、衛生用品、通信機器、半導体、紙製品)、食料品、薬局、ガソリンスタンド、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、金物・建材販売、ペット食品、ゴミ収集、郵便、クリーニング、ビル清掃、保育、自転車修理、自動車修理、流通用倉庫・注文処理、不可欠な業務のための倉庫、葬儀場・墓地、動物保護施設、メディア、銀行、保険、給与、会計、金融市場関連サービス、ホームレス保護施設・集団ケア施設、フードバンク、対人ケアサービス、電気技師・配管工等の熟練技術者、インフラ維持管理、防衛・安全保障、法執行、消防、セキュリティ・危機管理、ビル清掃、メンテナンス、消毒、物流、オンラインの技術サポート、公共施設、公共サービス</p>	<p>全業種の中小企業に対する融資の返済免除</p> <p>中小企業(従業員500名以下)向け政策融資について、従業員の雇用・給与水準を8週間維持することを条件に、当該期間中の人件費・利子・家賃・光熱費に相当する金額の返済を免除。</p>
英国	<p>不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止</p> <p>※食料品、医療、薬局、ガソリンスタンド、自転車店、金物店、設備・工場・工具のレンタル、ペット、農業用品、銀行、郵便局、クリーニング・コインランドリー、新聞販売、レンタカー、駐車場・車検場、自動車部品店、公衆トイレ、食料品など必需品を販売する露店、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、宿泊(観光除く)、デジタル図書館、コンサートホール(無観客ライブストリーミングでの営業)、礼拝所(家族や近親者、友人が参加する葬式での利用)</p>	<p>全業種の個人事業主に対する現金給付</p> <p>所得5万ポンド(650万円)以下の個人事業主に対し、平均月額所得の8割に相当する現金を3ヶ月にわたり給付(月額2,500ポンド(33万円)が上限)。</p> <p>小売・観光・娯楽業の中小企業に対する現金給付</p> <p>資産額1.5万ポンド(200万円)以下の中小企業に1万ポンド(130万円)、資産額5.1万ポンド(660万円)以下の中小企業に2.5万ポンド(325万円)の現金を給付。</p> <p>全業種の中小企業に対する現金給付</p> <p>一定の固定資産を有する中小企業(全業種)に1万ポンド(130万円)を現金給付。(ただし、上記との重複受領は認められない。)</p>
ドイツ	<p>不可欠な業務※以外の営業施設は営業禁止</p> <p>※州によって異なる。食料品(スーパー、市場)、宅配、酒屋、薬局、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、美容院、コインランドリー、新聞販売店、ホームセンター、ペット、卸売、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー。4月15日付で制限措置を緩和(詳細後述)。</p>	<p>全業種の中小零細企業に対する現金給付</p> <p>従業員5人以下の事業者に最大9千ユーロ(108万円)、従業員10人以下の事業者に最大1.5万ユーロ(180万円)を給付。</p>
フランス	<p>不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止</p> <p>※自動車・農業用車両機械器具の整備・修理、自動車用機器販売、二輪車・自転車の販売・修理、農業に必要な物資の供給、冷凍食品の小売販売、一般的な食品販売、コンビニ、スーパーマーケット、集合店舗、郊外の大型スーパー、専門店での青果小売販売、専門店での肉・肉製品小売販売、専門店での魚・甲殻類・軟体動物など魚介類小売販売、専門店でのパン・ペストリー・菓子類小売販売、専門店での飲料小売販売、専門店でのその他食品小売販売、慈善団体による食料配達、専門店での燃料小売販売、専門店での情報通信機器小売販売、専門店でのコンピューター・周辺機器・ソフトウェア小売販売、専門店での通信機器小売販売、専門店での建築資材・金物・塗料・ガラスなど小売販売、専門店での繊維小売販売、専門店での新聞・文具小売販売、専門店での医薬品小売販売、専門店での医療・整形外科用品小売販売、光学機器小売販売、ペットフード・ペット用品小売販売、第8条のⅢの規定に従って市場に設置された露店での食品小売販売、専門店でのタバコ製品・電子タバコ・蒸気機器小売販売、自動販売機での販売やその他店舗・露店・市場外での小売販売、ホテル及び類似宿泊施設、宿泊場所を構成する短期滞在型の観光施設・その他宿泊施設、宿泊場所を構成するキャラバンやボックスワゴン専用のキャンプ場・公園、自動車レンタル・リース、その他の機械機器物品のレンタル・リース、農業機械器具のレンタル・リース、建設機械器具のレンタル・リース、職業斡旋事業者、臨時雇用代理店、コンピューター・個人家財道具の修理、コンピューター・通信機器の修理、コンピューター・周辺機器の修理、通信機器の修理、洗濯・クリーニング、企業向け洗濯・クリーニング、個人向け洗濯・クリーニング、葬儀業、金融・保険業</p>	<p>全業種の中小企業・個人事業主に対する現金給付</p> <p>中小零細企業(年間売上高100万ユーロ(1.2億円)未満・課税所得6万ユーロ(720万円)未満・従業員10人以下)のうち、休業又は3月の売上が前年比50%以上減少した企業に1,500ユーロ(18万円)まで給付。合理的な額の銀行融資の拒否、1,500ユーロの給付の受給、従業員を1名以上の雇用という要件を満たせば最大5,000ユーロ(60万円)上乗せ。なお、ホテル・レストラン業は、要件を満たせば上乗せの上限を1万ユーロ(120万円)までに引上げる方針。(6月1日以降、ホテル・レストラン業は、年間売上高200万ユーロ(2.4億円)未満・従業員20人以下に要件を緩和予定。)</p>

主な内容

経済活動の抑制

○州・郡・市が主体となり、「行政命令」により外出禁止や事業所への営業停止を措置。

(例)

①経済活動の抑制策:

(ニューヨーク州) 不可欠な業務※以外の全ての事業はオフィスを閉鎖、テレワークや在宅勤務を義務付け。

※医療、介護、発電、燃料供給、上下水道、通信、空港・航空会社、交通(バス、鉄道、レンタカー、駐車場)、宿泊、製造業(医療機器、食品加工、医薬品、衛生用品、通信機器、半導体、紙製品)、食料品、薬局、ガソリンスタンド、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、金物・建材販売、ペット食品、ゴミ収集、郵便、クリーニング、ビル清掃、保育、自転車修理、自動車修理、流通用倉庫・注文処理、不可欠な業務のための倉庫、葬儀場・墓地、動物保護施設、メディア、銀行、保険、給与、会計、金融市場関連サービス、ホームレス保護施設・集団ケア施設、フードバンク、対人ケアサービス、電気技師・配管工等の熟練技術者、インフラ維持管理、防衛・安全保障、法執行、消防、セキュリティ・危機管理、ビル清掃、メンテナンス、消毒、物流、オンラインの技術サポート、公共施設、公共サービス

(サンフランシスコ市、イリノイ州) 不可欠な業務以外の全ての事業活動は営業停止。

②罰則:

(ニューヨーク州) 公衆衛生法(Public Health Law)に基づき、違反者に対し1,000ドル(11万円)以下の罰金。

(サンフランシスコ市) 違反者に対し50ドル(5,500円)~1,000ドル(11万円)以下の罰金、90日以内の禁固又はその併科等。

(イリノイ州): 罰則なし。

支援措置

○州・郡・市の行政命令による営業停止等は公衆衛生上の措置として行われており、それによって事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。

◆**営業停止等措置の影響を受けた事業者に対する措置**は、以下のとおり。

(1)PPP(ペイチェック・プロテクション・プログラム)【第三弾経済対策で措置】【経済対策第3. 5弾で、3200億ドルの追加措置(4/24)】

- 中小企業庁(SBA)の提供する融資プログラムに基づく中小企業(従業員500名以下)に対する貸し付け(loan)であるが、従業員の雇用・給与水準を8週間維持することを条件に、一定金額の返済を免除することで、実質的な「給付」を行うもの。
- 返済免除の対象: 期間中に実際に支払われた人件費(給与、各種従業員への手当等、従業員一人当たり上限10万ドル(1,100万円))、金利、家賃、光熱費(非人件費は返済免除総額の25%を超えて免除されない)
- 1事業者あたり1,000万ドル(11億円)が貸付上限

(2)EIDL(Economic Injury Disaster Loan)【既存制度】【経済対策第3. 5弾で、600億ドルの追加措置(4/24)】

- 災害等により損失を被った中小企業向けの融資プログラム。
- 中小企業庁(SBA)が災害地域として認定した州の中小企業による融資申請が可能。(※コロナウイルスは全州が適用対象に指定)
- 対象企業は200万ドル(2.2億円)までの融資(返済期間: 最長30年間)、無担保ローンは最大2万5000ドル(275万円)。
- 1万ドル(110万円)までの「前借りadvance」の仕組みがあり、その部分は返済不要とされている。

※**その他措置**は、以下のとおり

①**個人向けの給付金**: 収入7.5万ドル(830万円)以下の個人に1人あたり1,200ドル(13万円)、子1人あたり500ドル(5.5万円)を給付。年収7.5万ドル(830万円)超の者は支給額を減額。9.9万ドル(1,100万円)以上の者は給付なし

②**失業者への休業補償**: 個人事業主やフリーランスを失業給付対象に追加の上で、失業給付を7月末まで1週間あたり600ドル(6.6万円)増額

※ベースとなる失業給付は、州によって異なるが、例えばNY州であれば1週間あたり最大504ドルとのこと。

③**市・州政府の独自の支援策**あり。

(例)サンフランシスコ市は、COVID-19 Small Business Resiliency Fundを設置し、中小企業の給与・賃料等を一社あたり1万ドル(110万円)を上限に支援

	主な内容
経済活動の抑制	<p>①経済活動の抑制策: 不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止。不要な外出は禁止。</p> <p>※食料品、医療、薬局、ガソリンスタンド、自転車店、金物店、設備・工場・工具のレンタル、ペット、農業用品、銀行、郵便局、クリーニング・コインランドリー、新聞販売、酒類販売、レンタカー、駐車場・車検場、公衆トイレ、食料品など必需品を販売する露店、テイクアウト・配達に限ったレストラン・バー、宿泊(観光除く)、デジタル図書館、コンサートホール(無観客ライブストリーミングでの営業)、礼拝所(家族や近親者、友人が参加する葬式での利用)</p> <p>②罰則: 健康保護(コロナウイルス)規則に基づき、違反者に初犯60ポンド(7,800円)(早期支払いの場合30ポンド(3,900円))、再犯120ポンド(1.6万円)、違反を繰り返す毎に2倍になり、最大960ポンド(12.5万円)の反則金又は警察の指示に従わない場合には逮捕。</p>
支援措置	<p>○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。</p> <p>①小売・観光・娯楽業の中小企業への現金給付: 小売・観光・娯楽業の事業者は固定資産に係る課税を1年間免除。また、小売・観光・娯楽業の事業者で、固定資産が課税標準額1.5万ポンド(200万円)以下の中小企業に1万ポンド(130万円)、固定資産が課税標準額5.1万ポンド(660万円)以下の中小企業に2.5万ポンド(325万円)を現金給付。</p> <p>②全業種の中小企業への現金給付: 固定資産を有するも、固定資産税を全く又はほとんど払っていない中小企業(全業種)に1万ポンド(130万円)を現金給付。(ただし、①との重複受領は認められない。)</p> <p>③全業種の個人事業主への現金給付: 所得が5万ポンド(650万円)以下の個人事業主は、過去3年間の平均月額所得の80%まで、月2,500ポンド(33万円)を上限に、3ヶ月にわたって現金給付。</p> <p>④従業員の給与補填: 事業者の雇用維持への支援として、4ヶ月間、休業を余儀なくされる従業員の給与の80%を、一人あたり月2,500ポンド(33万円)を上限に現金給付。</p>

	主な内容
経済活動の抑制	<p>①経済活動の抑制策※1: 不可欠な業務※2以外の営業施設は営業禁止。他者との接触を最小限するよう要請。</p> <p>※1 4月15日付で制限措置を緩和。小売店の規制を一部緩和。自転車販売店と自動車販売店、書店は適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の回避及び防護具の使用)の導入を前提に床面積にかかわらず再開可。5月4日から理髪店も同措置の導入を前提に再開可。州によってはマスク等で口と鼻を覆うことを義務化。他人との距離を必ず最低1・5m、可能であれば2m以上は維持。</p> <p>※2 州によって異なる。 食料品(スーパー、市場)、宅配、酒屋、薬局、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、美容院・理容室、コインランドリー、新聞販売店、ホームセンター、ペット用品販売店、卸売、個人が自宅で飲食するためのテイクアウト・配達に限った飲食店。</p> <p>②罰則: 各州において設定。ベルリン州では営業禁止違反に対しては1,000ユーロ(13万円)~1万ユーロ(130万円)の罰金。その他個人の違反(間隔未確保, 旅行, 公共空間におけるパーティー等)も数百ユーロの罰金。</p>
支援措置	<p>○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。</p> <p>①全業種の中小企業への現金給付: 中小零細企業・個人事業主への支援として、従業員5人以下の事業者に最大9千ユーロ(108万円)、従業員10人以下の事業者に最大1.5万ユーロ(180万円)を給付。 ※州によっては、従業員11~250人の企業も州政府からの給付金の支給対象となる。</p> <p>②従業員の給与補填(操業短縮手当): 新型コロナウイルスの影響により一時的に操業短縮し、10%以上の労働者について10%以上の賃金減少があった場合、労働時間減少による給与減少分の一部(60%。子供がいる場合は67%)を政府が補填。また、社会保険料は全額補填。労働者1人当たり月額約2,980ユーロが上限。</p> <p>③失業給付の拡充: 自営業者及び被雇用者を対象に失業給付の要件緩和。</p>

主な内容

経済活動の抑制

- ① **経済活動の抑制策**: 不可欠な業務※以外の商業施設は営業禁止。政令により不要な外出を禁止。外出の際は特例外出証明書所持する必要。

※自動車・農業用車両機械器具の整備・修理、自動車用機器販売、二輪車・自転車の販売・修理、農業に必要な物資の供給、冷凍食品の小売販売、一般的な食品販売、コンビニ、スーパーマーケット、集合店舗、郊外の大型スーパー、専門店での青果小売販売、専門店での肉・肉製品小売販売、専門店での魚・甲殻類・軟体動物など魚介類小売販売、専門店でのパン・ペストリー・菓子類小売販売、専門店での飲料小売販売、専門店でのその他食品小売販売、慈善団体による食料配達、専門店での燃料小売販売、専門店での情報通信機器小売販売、専門店でのコンピューター・周辺機器・ソフトウェア小売販売、専門店での通信機器小売販売、専門店での建築資材・金物・塗料・ガラスなど小売販売、専門店での繊維小売販売、専門店での新聞・文具小売販売、専門店での医薬品小売販売、専門店での医療・整形外科用品小売販売、光学機器小売販売、ペットフード・ペット用品小売販売、第8条のⅢの規定に従って市場に設置された露店での食品小売販売、専門店でのタバコ製品・電子タバコ・蒸気機器小売販売、自動販売機での販売やその他店舗・露店・市場外での小売販売、ホテル及び類似宿泊施設、宿泊場所を構成する短期滞在型の観光施設・その他宿泊施設、宿泊場所を構成するキャラバンやボックスワゴン専用のキャンプ場・公園、自動車レンタル・リース、その他の機械機器物品のレンタル・リース、農業機械器具のレンタル・リース、建設機械器具のレンタル・リース、職業斡旋事業者、臨時雇用代理店、コンピューター・個人家財道具の修理、コンピューター・通信機器の修理、コンピューター・周辺機器の修理、通信機器の修理、洗濯・クリーニング、企業向け洗濯・クリーニング、個人向け洗濯・クリーニング、葬儀業、金融・保険業

- ② **罰則**: 外出禁止違反に対しては、初回は135ユーロ(1.6万円)(45日以内の支払いがない場合375ユーロに増額)、15日以内の再犯は200ユーロ(2.4万円)(45日以内の支払いがない場合は450ユーロに増額)、30日以内に4回の違反は最大6か月の拘禁刑及び3,750ユーロ(45万円)の罰金(並びに必要に応じて公益奉仕活動・運転免許停止)

○事業者等に対して生じた経済的な損失を公的機関が補填しなければならない、とはされていない。

- ① **全業種の中小企業・個人事業者への現金給付**: 中小零細企業(年間売上高100万ユーロ(1.2億円)未満・課税所得6万ユーロ(720万円)未満・従業員10人以下)のうち、休業又は3月の売上が前年比50%以上減少した企業に1,500ユーロ(18万円)まで給付。合理的な額の銀行融資の拒否、1,500ユーロの給付の受給、従業員を1名以上の雇用という要件を満たせば最大5,000ユーロ(60万円)上乘せ。なお、ホテル・レストラン業は、要件を満たせば上乘せの上限を1万ユーロ(120万円)までに引上げる方針。(6月1日以降、ホテル・レストラン業は、年間売上高200万ユーロ(2.4億円)未満・従業員20人以下に要件を緩和予定。)
- ② **従業員の給与補填**: 休業した従業員に対して事業者が70%以上の給与を支払う場合、1人あたり月6,927ユーロ(84万円)(最低賃金の4.5倍)を上限に政府が補填。ただし、事業者の支払いが最低賃金を下回る場合、最低賃金相当額まで補填。

支援措置

＜段階ごとの判断基準＞

- ① 症状: 14日間に報告されたインフルエンザ類似事例が減少傾向 かつ 14日間に報告されたコロナ類似症例が減少傾向
- ② 症例: 14日間の書類報告件数が減少傾向 又は 検査件数が一定・増加している条件の下で、14日間の検査数全体に占める陽性件数の割合が減少傾向
- ③ 病院: 危機ケアを除き患者全員を治療 かつ 抗体検査を含め、リスクのある医療従事者向けに充実した検査プログラムが存在

段階		各段階における事業活動の再開に関する概要
第1段階	上記基準を満たした州・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保育、キャンプ等は閉鎖。 ○高齢者生活施設や病院への訪問は禁止。 ○バーは閉鎖。 ○大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、厳しい物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。 ○ジムは、厳しい物理的距離の確保と衛生の措置を遵守している場合は、運営可能。
第2段階	リバウンドの証拠が無く、上記基準を2度目に満たした州・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保育、キャンプ等は再開。 ○高齢者介護施設や病院への訪問は禁止。 ○大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、適度な物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。
第3段階	リバウンドの証拠が無く、上記基準を3度目に満たした州・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者介護施設や病院への訪問は再開。 ○大規模施設(着席の食事、映画館、スポーツ施設、礼拝所等)は、限定的な物理的距離の確保措置を条件に、運営可能。 ○ジムは、標準的な物理的距離の確保と衛生の手順を遵守している場合は、運営可能。 ○バーは、適切な場合は、立席の人数を増やして、運営可能。

1. 概要

○ 欧州委員会は、コロナウイルス感染拡大に伴う制限措置の段階的な解除に向けた共通ロードマップを公表。

2. 内容

(1) 制限措置を緩和する時期を判断する基準

- ① 新規感染者数、入院・集中治療者数の継続的減少など、感染拡大が安定していることを示す疫学的基準。
- ② 集中治療室や病床の稼働率など、十分な医療能力。
- ③ 感染者を早期に発見・隔離するための大規模な検査能力や追跡能力など、適切な監視能力。

(2) 制限措置の解除の際に必要な措置

- ① 標準化されたデータの収集と、充実した報告・接触追跡システムの開発。
- ② モバイルアプリケーションの活用による、感染者との接触を避けられる枠組みの構築。
- ③ 検査能力の拡充と検査手法の共通化。医療提供体制の能力・耐性の向上。
- ④ マスク等、医療用・個人用の感染防止保護具の供給拡大。
- ⑤ 安全で効果的な治療法・薬剤の開発。また、コロナウイルスを根絶するワクチンの開発と速やかな導入。

(3) 加盟国への勧告

- ① 制限解除は段階的に実施し、その影響を測定する十分な時間を確保すること。
- ② 高齢者や慢性疾患の方など必要度の高い者の保護を維持しつつ、その他のグループへの制限を解除すること。
- ③ 国内の地域的な状況を踏まえ、解除対象を地域レベルから徐々に広域化させること。
- ④ 域内の国境管理の解除を加盟国間で協調的に実施し、その次の段階として、EU域外との国境管理の緩和に進むこと。
- ⑤ 経済活動の再開は段階的に実施すること。国民全体が同時に職場復帰しないようにすること。
- ⑥ 市民活動の制限は、学校・大学、商業施設、飲食店、大規模集会など、活動ごとの特性を考慮した方法で漸進的に進めること。
- ⑦ ウイルス拡散を防止する取組を維持すること。国内の状況を継続的に監視し、必要な場合には、制限措置の再開に備えること。

1. 緩和内容

※連邦政府と州政府の合意内容。緩和の詳細な対象や緩和が開始される時点は州政府において規定。

緩和日	緩和内容
4/20	○下記の小売店は、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止)を前提に、再開可能。 ・売場面積800平方メートル以下の全ての店舗、自動車・自転車販売店、書店、理髪店
4/30	○下記の施設は、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止)を前提に、再開可能。 ・博物館、美術館、展覧会、記念碑、動物園、植物園 ○宗教的な集会(礼拝や祈禱)は、適切な感染症対策を前提に、再開可能。
5/4	○理髪店は、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止、防護具の使用など)を前提に、再開可能。 ○学校は、これ以降段階的に再開。卒業試験や進学試験を控えている最終学年等を再開。
5/6	○面積にかかわらず全ての小売店は、適切な措置(衛生措置、入場人数規制、待機列の設置禁止)を前提に、再開可能。 ○学校は、適切な措置(衛生措置、間隔確保)を前提に、段階的に再開。夏休みまでに、全ての生徒が1度登校できるようにする。 ○レストラン、観光目的の宿泊施設は、適切な措置(衛生措置、間隔確保)を前提に、各州政府が段階的に再開を決定。 ○以下の分野の活動・事業は、適切な措置(衛生措置、間隔確保)を前提に、感染状況と州の特色を考慮し各州政府が段階的に再開を決定。 ・大学での講義、保育所、バー・クラブ・ディスコ、展示会、自動車学校、パーソナルケアサービス(マッサージ・コスメなど)、屋内スポーツ施設、プール、ジム、スポーツ・レジャー、小規模なイベントやお祝い、遊園地、カジノ、風俗店)

2. 行動制限

○祭りや観客を伴うコンサートやスポーツ観戦などの大規模イベントは、少なくとも8月31日まで禁止。

1. 解除措置の概要

緩和日	内容
5/11 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業施設(カフェ、レストラン、バー、ディスコ、大型ショッピングモール(4,000㎡以上)を除く)は、再開可能。 ○ 保育園・幼稚園・小学校は、1クラス当たり15人までに人数を制限した上で、再開可能。ただし、登校は自由。 ○ 図書館、地方の小規模な美術館は、再開可能。 ○ 宗教施設は、再開可能(ただし、宗教行事は6月2日まで禁止)。 ○ 100km以内の移動は移動証明書なしで可能(ただし、100kmを越える移動及び県外への移動は特別な場合(家族の理由等)に限られ、引き続き移動証明書が必要)。 ○ ウイルスの流行が活発でない県では、公園等も解放。
5/18 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校は、マスク着用を義務化のうえ、再開可能。
6/2 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校は、5月末に、6月2日以降の再開の可否を検討。 ○ カフェ、レストラン、バー、ディスコ、大型ショッピングモール(4,000㎡以上)は、5月末に、6月2日以降の再開の可否を判断。

2. 企業への要請

- 企業には、6月2日までテレワークの継続を要請。
- 業種ごとにコロナ対応マニュアルを作成(5月4日時点で52種類。5月11日には全業種で利用可能となる予定)。

3. 行動制限

- 大型美術館、博物館、映画館、コンサートホール、パーティールームは引き続き閉鎖。
- 大型フェスティバル、スポーツイベント、主要な見本市、5,000人以上が集まる全てのイベント等は引き続き、9月まで禁止。